

B 減免・貸与・猶予されるもの

助成対象	機関	種類	名称	対象	内容	申請方法・問い合わせ先	期間	備考
個人事業主 個人	国・地方公共団体	減免	国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の減免等	一定程度収入が下がった人	個人が収める保険料の減免等	各種窓口への問い合わせ		
中小企業	国・地方公共団体	減免	設備投資税制 (中小企業経営強化税制の拡充)	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する ・機械装置 ・工具 ・器具備品 ・建物付属設備 ・ソフトウェア	即時償却または7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）税額控除	中小企業庁： 経営サポート「経営強化法による支援」		適用期限令和3年3月31日
中小企業	国・地方公共団体	減免	固定資産税・都市計画税をゼロまたは1/2に軽減	中小事業者等の償却資産と事業用家屋の令和3年度分の固定資産税と都市計画税	令和2年2月～10月の任意の3ヵ月間の売上高が、前年同期間と比べ、50%以上減少⇒ゼロに30%以上50%未満減少⇒1/2に	中小企業庁、市町村		
個人事業主 個人	国・地方公共団体	減免	国民年金保険料の免除の特例	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降に業務が失われたこと等により収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方 所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる場合	納める国民年金保険料の全部又は一部の免除	お住まいの市区町村の国民年金担当課		
中小企業	東京都	貸与	テレワーク導入モデル体験事業	新たにテレワークの導入を検討している都内中堅・中小企業	無料で東京都からテレワーク用の端末（ノートパソコン）を1社あたり1台貸与、端末とは別にポケットWi-Fiも貸与。端末の貸与ではなく所有する端末へのツールなどのインストールも可能。	東京テレワーク推進センター 電話：03-3868-0708		
中小企業	国・地方公共団体	猶予	厚生年金保険料等の納付猶予の特例	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があった事業主	申請により、1年間、特例として厚生年金保険料等の納付を猶予。担保の提供は不要。延滞金もかからない。	最寄りの年金事務所 (健康保険組合の健康保険料については加入している健康保険組合)		※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。
中小企業 個人事業主 個人	国・地方公共団体	猶予	納税1年間猶予	令和2年2月から納期限までの任意の期間（1ヵ月以上）において、収入が前年同期に比べ約20%以上減少し、一時の納税が困難と認められる場合。	法人税、消費税、固定資産税などを無担保延滞金なしで1年間猶予	国税局猶予相談センター・都道府県または市区町村		適用時期令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限がくる国税・地方税（納期限が過ぎた未納の国税・地方税についても、さかのぼり利用可能）
中小企業 個人事業主	国・地方公共団体	猶予	消費税の課税・免税事業者選択届出に関わる特例	令和2年2月1日～令和3年1月31日のうち、1ヵ月以上の任意の期間の収入が、前年同期比で約50%以上減少。当該課税期間の申告期限までに税務署に申請書を提出した場合		最寄りの税務署		※本特例を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要はありません。
個人	国・地方公共団体	猶予	住宅ローン減税対象期間の延長	〔下記期日までに契約を行った場合〕 新築：令和2年9月末 建売・中古の取得、増改築等：令和2年11月末	新型コロナウイルスの影響により入居が遅れた場合でも住宅ローン減税の対象とします	最寄りの税務署		控除期間13年の住宅ローン減税（所得税、個人住民税）